

## 総論

## 第1章 社会保障の国際的動向とその背景

## 第1節 社会保障給付費の動向

## 1 社会保障給付費の推移

(1) 我が国の社会保障給付費は40年度から46年度までは対国民所得比でおおむね6%前後を推移し、47年度以降逐年上昇し50年度には9.23%に達した。

この47年度以降の上昇は、46年度以降の施策の進展を示しており、46年度の児童手当制度発足、47年度の老人医療費公費負担制度の発足、48年度の年金と医療保険の改善により年金については5万円年金、スライド制の実施、医療保険については家族給付率の5割から7割への引上げ、高額療養費制度の導入、50年度の福祉手当創設、老齢福祉年金の7,500円から12,000円への引上げ等が含まれている。また、これらとともに、年金受給者の増加の影響も見逃せない(第1-1表)。

第1-1表 社会保障給付費の推移

	社会 保 障 給 付 費			対 国 民 所 得 比		
	医 療	現 金	計	医 療	現 金	計
	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和40年度(1965)	913,701	690,041	1,603,743	3.50	2.64	6.14
41 (1966)	1,076,593	790,373	1,866,968	3.53	2.59	6.12
42 (1967)	1,258,237	905,919	2,164,157	3.47	2.50	5.98
43 (1968)	1,467,855	1,041,551	2,509,407	3.43	2.43	5.86
44 (1969)	1,697,363	1,175,523	2,872,887	3.41	2.36	5.77
45 (1970)	2,075,735	1,447,676	3,523,413	3.51	2.45	5.96
46 (1971)	2,249,711	1,716,695	3,966,408	3.42	2.61	6.02
47 (1972)	2,793,688	2,098,031	4,891,720	3.67	2.76	6.43
48 (1973)	3,418,758	2,742,337	6,161,095	3.72	2.99	6.71
49 (1974)	4,770,204	4,197,146	8,967,349	4.20	3.70	7.89
50 (1975)	5,781,018	5,983,659	11,764,677	4.54	4.70	9.23

厚生省企画室調べ

- (注) 1. 現金には、医療保険の現金給付が含まれる。  
国民所得は、経済企画庁「昭和52年版国民所得統計年報」による。
2. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。

## (2) 医療から所得保障へ

50年度の社会保障給付費の特徴は医療と現金の比重が逆転したことで、この結果医療49%、現金51%となり、医療中心といわれてきた我が国の給付構造の変化を示している。

また制度別の動向では第1-2表にみられるように医療保険、恩給、生活保護の比重の低下と年金保険の上昇が目立っている。

第1-2表 制度別社会保障給付費の推移

第1—2表 制度別社会保障給付費の推移

(単位：%)

	40年度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
総 額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
医療保険	48.3	48.4	49.4	49.8	50.6	50.5	48.9	49.0	46.1	45.0	41.9
年金保険	9.6	10.6	11.4	11.8	12.5	13.5	14.9	15.5	17.5	21.4	24.6
失業保険 及 労災保険	11.0	10.3	9.4	9.2	9.0	8.2	8.9	8.4	7.4	7.2	8.6
児童手当	—	—	—	—	—	—	0.2	0.9	1.2	1.2	1.2
生活保護	8.5	8.5	8.3	8.2	7.9	7.8	7.8	8.0	7.3	6.4	5.8
社会福祉	3.0	3.1	3.3	3.4	3.6	3.8	4.1	4.7	7.0	6.6	6.5
保健衛生	6.2	6.2	5.8	5.6	5.4	5.1	4.8	4.3	4.6	4.1	3.5
恩 給	12.3	12.0	11.6	11.5	10.5	9.7	9.6	8.6	8.6	7.5	7.4
戦後処理	1.1	0.8	0.7	0.4	0.4	1.3	0.8	0.6	0.4	0.6	0.4

厚生省企画室調べ

総論

第1章 社会保障の国際的動向とその背景

第1節 社会保障給付費の動向

2 社会保障給付費及び負担の国際比較

(1) 現状

医療,年金,その他の部門ごとの社会保障給付費の推移を対国民所得比で表したものが第1-3表である。

第1-3表 社会保障給付費の動向

国名		部門別	1966	71	75
日本 (百万円)	実(構成割合) 額	医療	1,076,593 (57.67)	2,249,711 (56.72)	5,781,018 (49.14)
		年金	419,916 (22.49)	966,018 (24.35)	3,754,716 (31.91)
		その他	370,459 (19.84)	750,679 (18.93)	2,228,943 (18.95)
		計	1,866,968(100.00)	3,966,408(100.00)	11,764,677(100.00)
	対国民所得比	医療	3.53	3.42	4.54
		年金 その他 計	1.38 1.21 6.12	1.47 1.14 6.02	2.95 1.75 9.23
イギリス (百万ポンド)	実(構成割合) 額	医療	1,324 (29.45)	1,885 (28.64)	2,674 (27.59)
		年金	1,948 (43.34)	2,599 (39.49)	4,005 (41.32)
		その他	1,223 (27.21)	2,098 (31.87)	3,013 (31.09)
		計	4,495(100.00)	6,582(100.00)	9,692(100.00)
	対国民所得比	医療	4.41	4.65	4.44
		年金 その他 計	6.49 4.07 14.98	6.42 5.18 16.25	6.65 5.01 16.10
スウェーデン (百万クローナ)	実(構成割合) 額	医療	5,095 (29.10)	11,699 (31.77)	14,919 (25.03)
		年金	7,172 (40.96)	13,245 (35.97)	20,950 (35.15)
		その他	5,243 (29.94)	11,875 (32.25)	23,730 (39.82)
		計	17,509(100.00)	36,819(100.00)	59,599(100.00)
	対国民所得比	医療	5.03	8.27	7.74
		年金 その他 計	7.09 5.18 17.30	9.36 8.39 26.02	10.07 12.31 30.90
イタリア (百万リラ)	実(構成割合) 額	医療	1,307,911 (22.63)	2,742,754 (25.91)	—
		年金	4,471,263 (77.37)	5,808,777 (54.88)	—
		その他		2,032,649 (19.20)	—
		計	5,779,174(100.00)	10,584,180(100.00)	—
	対国民所得比	医療	4.24	5.32	—
		年金 その他	14.50	11.26 3.94	— —

		比	計	18.74	20.52	—	
<b>給 付 費 の 動 向</b>							
国 名	部門別		1966	71	74		
フランス (百万フラン)	実(構成割合) 額	医 療	18,769 (23.96)	} 89,060 (70.94)	} 212,978(100.00)	53,776 (25.25)	
		年 金	32,014 (40.86)			83,004 (38.97)	
		そ の 他	27,560 (38.18)			76,197 (35.78)	
		計	78,343(100.00)			125,547(100.00)	
	対国民所得比	医 療	4.71	} 19.18	} 21.78	5.50	
		年 金	8.04			13.61	8.49
そ の 他		6.92	7.79				
計		19.66	19.18			21.78	
西ドイツ (百万マルク)	実(構成割合) 額	医 療	17,148 (21.59)	} 123,590(100.00)	} 193,055(100.00)	57,318 (29.69)*	
		年 金	46,504 (58.56)			71,727 (58.04)	95,755 (49.60)
		そ の 他	15,767 (19.85)			18,609 (15.06)	39,982 (20.71)
		計	79,419(100.00)			123,590(100.00)	193,055(100.00)
	対国民所得比	医 療	4.70	} 21.10	} 25.18	7.48*	
		年 金	12.75			12.25	12.49
そ の 他		4.32	3.18			5.22	
計		21.78	21.10			25.18	
アメリカ (百万ドル)	実(構成割合) 額	医 療	8,930 (17.62)	} 105,509(100.00)	} 153,631(100.00)	36,615 (23.83)	
		年 金	30,822 (60.82)			52,842 (50.08)	80,514 (52.41)
		そ の 他	10,928 (21.56)			27,863 (26.41)	36,502 (23.76)
		計	50,680(100.00)			105,509(100.00)	153,631(100.00)
	対国民所得比	医 療	1.43	} 12.78	} 13.96	3.01	
		年 金	4.93			6.40	7.32
そ の 他		1.75	3.38			3.32	
計		8.10	12.78			13.96	

資料：ILO「The Cost of Social Security」, 1974年については、イギリスは「Annual Abstract of Statistics」, フランスは「Le Budget Social de la Nation」, 西ドイツは「Sozialbericht 1976」, スウェーデンは在東京スウェーデン大使館資料, ア

メリカは保健・教育・福祉省(DHEW)資料等に基づき、厚生省企画室推計

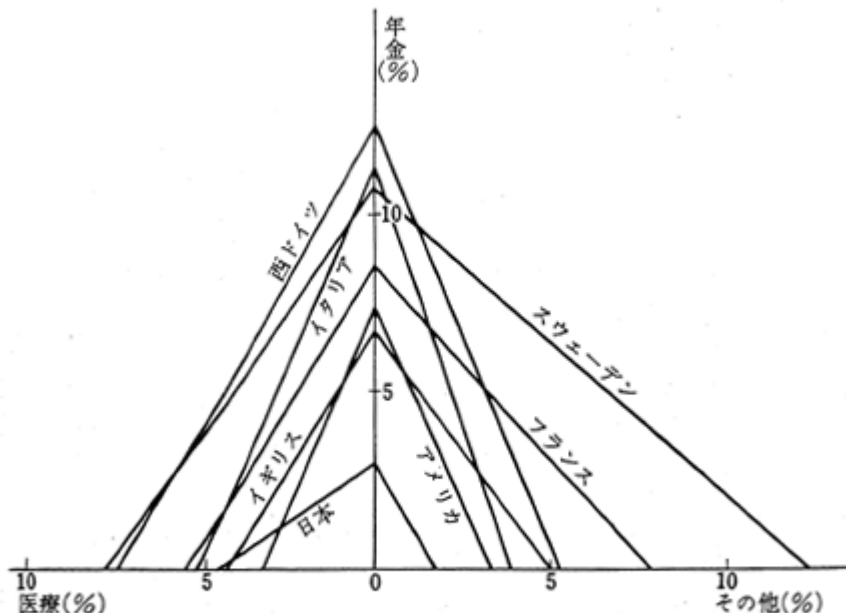
- (注) 1. 各年次の数値は当初報告されたものであり、その後若干の修正が行われている場合もある。
2. 「年金」部門には、恩給を含む。「その他」部門とは、疾病保険の傷病手当金、出産手当金等の現金給付、失業保険、労災保険、公的扶助、児童手当等である。
3. ILO資料では「年金」と「その他」とは必ずしも明確に区別できないが、ここでは個々の制度の性格を勘案して区分を試みた。
4. \*印は医療以外の現物給付が含まれる。

1974年の時点における各国の状況を概括すると、スウェーデン約30%、西ドイツ約25%、フランス及びイタリア約20%、イギリス及びアメリカ約15%と北歐型、大陸型、アングロサクソン型と大きく3つの階層に分けられる。

部門ごとの動向を表したものが第1-1図である。

第1-1図 3部門別社会保障給付費の国民所得に対する割合 (1974年)

第1-1図 3部門別社会保障給付費の国民所得に対する割合(1974年)



資料：第1-3表に同じ

(注) 日本については1975年，イタリアについては1971年である。

医療部門については、我が国を含め各国ともその給付費の対国民所得比はおおむね5%前後となっている。ただし、例外としてアメリカは医療保障の対象が年金受給者及び低所得者に限定されているため3.33%と低いほか、スウェーデンが極めて高くなっている。

年金については、西ドイツが12.49%と高く、40年抛出の年金受給者が大勢を占める等の高い給付水準を反映している。西ドイツのほかイタリア、スウェーデンが10%を超えている。スウェーデンは10.06%であるが、これは未だ所得比例部分の給付が始まったばかりであるので、今後は給付の本格化に伴いかなり上昇すると考えられる。

フランス、アメリカ及びイギリスはいずれも年金制度は成熟しているものの個々の年金の水準を比較的低額なものとしているため10%を下回っている。

医療については各国の数値が比較的集中しているのに対し、年金については年金制度の沿革や給付水準の考え方の相違が10%を上回るグループと下回るグループに分けられることに現れている。

「その他」の部門に含まれる給付は、公的扶助、傷病手当金、児童手当、失業給付等であるが、これについては国により様々である。

スウェーデンが12.31%ととび抜けて高いのは傷病手当金等医療保険部門の現金給付の規模が大きいためと考えられる。

また、フランスは家族給付の役割が大きいことを反映して5%を超えている。

西ドイツ、アメリカ、イタリア及びイギリスはいずれも3%~5%台に集中している。

総論

第1章 社会保障の国際的動向とその背景

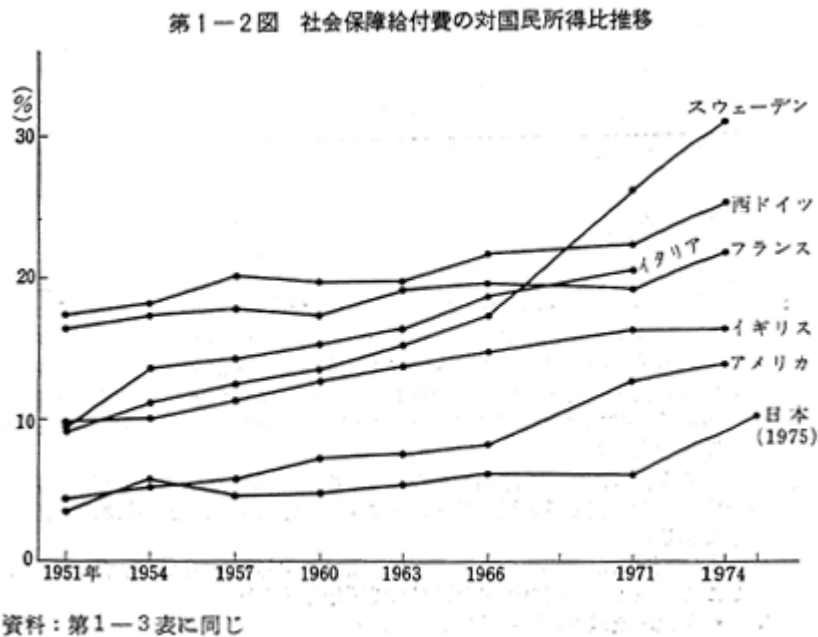
第1節 社会保障給付費の動向

2 社会保障給付費及び負担の国際比較

(2) 推移

第1-2図にみるように、スウェーデン、アメリカ及びイタリヤを除き国民所得に対する給付費の比率は、極めて安定的に推移している。特に西ドイツ及びフランスはこの傾向が強く、西ドイツは1957年から1971年の約15年間にわたり20%を前後し、フランスも1954年から1971年の間18~19%を維持している。なお、1971年以降の西ドイツの上昇は医療部門の影響が大きい。

第1-2図 社会保障給付費の対国民所得比推移



イギリス及びイタリヤは緩やかな上昇をたどり1954年から1971年の約15年間で6%上昇した。

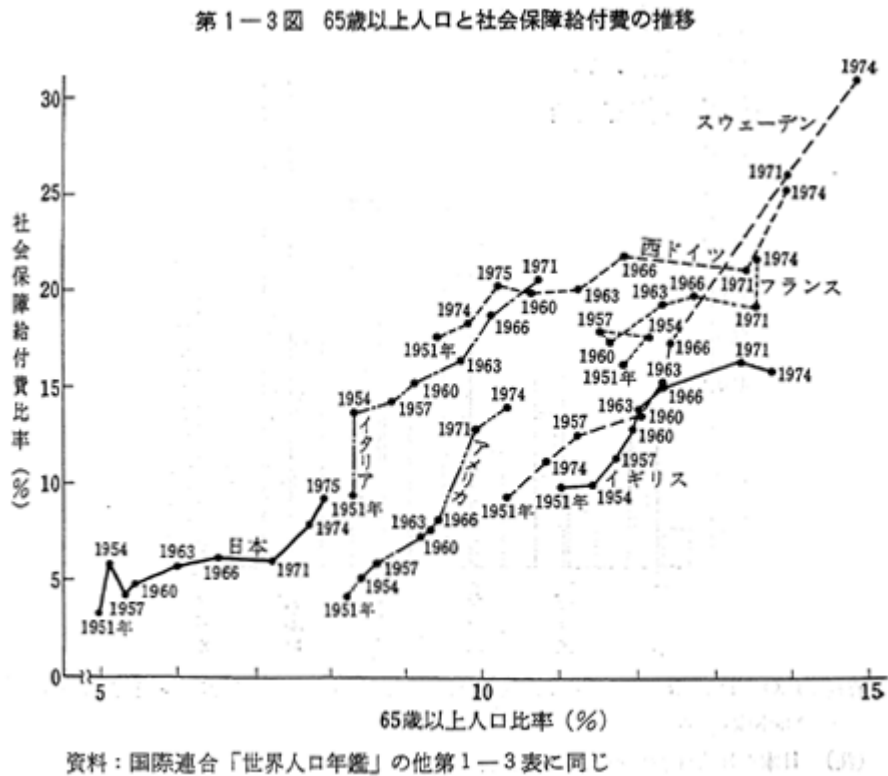
スウェーデン及びアメリカについても1966年まではなだらかな上昇であったが、1966年以降両国は急激な上昇を示している。これは、スウェーデンの場合は年金給付費の漸増に加え、医療及び傷病手当金、父母手当の増加の影響と考えられる。

また、アメリカの場合は、1965年に、いわゆるメディケア及びメディケイドと呼ばれる年金受給者及び低所得者に対する医療保障が導入され、これらを一つの契機として社会保障に対する国の取り組み姿勢が変更された結果が反映されているものと思われる。

この両国の場合いずれも1963年からのほぼ10年間に比率が2倍となっており、国民生活や国の経済に与えた影響は極めて大きなものであったと考えられる。

第1-3図は全人口に対する65歳以上人口の割合と社会保障給付費の関連を示したものである。

### 第1-3図 65歳以上人口と社会保障給付費の推移



## 総論

### 第1章 社会保障の国際的動向とその背景

#### 第1節 社会保障給付費の動向

#### 2 社会保障給付費及び負担の国際比較

#### (3) 我が国の将来

既に主要国はアメリカ、イタリアを除き65歳以上人口が13%を超え、また年金制度もおおむね成熟しているのに対し、我が国の社会保障給付費がなお、比較的低位にあるのは、老齡化と成熟化が本格化していないことの影響が多いと考えられる。

仮りに現行制度の下で我が国の人口の年齢構成が西ドイツやイギリス並みになったとすると給付費の対国民所得比は年金部門で10%程度となり、給付費の規模ではフランス、イタリアと給付の構成では西ドイツ又はイタリアに近い姿となる。すなわち、現行制度はその潜在水準として欧米並みのものであることを示しているといえよう。



## 総論

### 第1章 社会保障の国際的動向とその背景

#### 第1節 社会保障給付費の動向

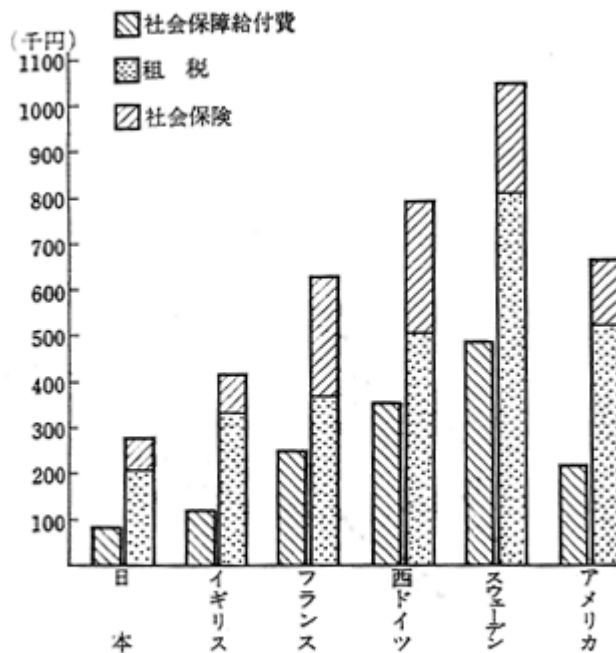
#### 2 社会保障給付費及び負担の国際比較

#### (4) 費用負担

給付は費用負担と表裏一体をなしており、高い給付は高い費用負担に裏付けられている(第1-4図)。

第1-4図 1人当たり社会保障給付費と租税・社会保険負担 (1974年)

第1-4図 1人当たり社会保障給付費と租税・社会保険負担 (1974年)



資料：ILO「The Cost of Social Security」、UN「Yearbook of National Accounts Statistics」等

(注) 日本の社会保険負担は ILO 資料からとったものである。

社会保障の費用は、社会保険料、目的税、国又は地方レベルの政府負担によって賄われる。

我が国の場合、医療保障について社会保険方式を採っている国の中では、社会保障の全収入における国庫負担の割合が1971年で25%と最も高くなっている。ちなみに、諸外国についてみると、フランスで9%、西ドイツで25%、イタリアで19%となっている。なお、西ドイツの国庫負担の割合が高いのは戦争犠牲者援護のウエイトが高いためである。

更に社会保険料(医療、年金関係)の内訳としての労使の負担割合については、国によりかなりの相違があり、西ドイツ、アメリカでは我が国と同様折半負担である一方、イタリア、フランスでは使用者側の負担割合が高い。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*